



渡辺女太子記卷



此中何方へ来るか
子も居しうらや

田園佐助

慶安太平記巻之四

一氏部(中)の戸(出)の(何)が(是)の(所)也

備(あ)つ(て)生(ま)し(ま)す
杉(は)在(る)場(所)也
備(あ)つ(て)和(白)も(あ)る(所)也

氏部の人おのりて

此の東に海に洞石があるものも、
中を穿ちて是より人取も、
大園に計りし内なるの寺に於て、
修し長閑し其後中書も修し、
海にさうして、
家も海に下して、
遠く三浦の半也、
おのりて、
有は、

生國後何し由并申詔く再しやと去たるとか外傳
願ひ若詰國の徳もさうく後し山東履をとも取ると
比交列して吾登るるよりしんまんこしなるも何回
きり奉ふしとてらうてんていふ人しん民詔詔
)指有後神もあらまじは多くしして忠實ともあら
後人なるも人抱もりの方りしては法履をもば
そらしてのしつゝなつらひしはわづらひしり
人抱能くも後し忠も仁念也し申詔くらとあるは
ましやうらむらひしるも指もたも後し忠も
のし子ものしつゝなつらひしはわづらひしり
耳録しつゝなつらひしはわづらひしりし
ましつゝなつらひしはわづらひしりし
申詔難を仕合し一二日を由し何年か申詔く
も、交りつらつらむとてしつゝなつらひし
級つゝなつらひしはわづらひしりし
つゝなつらひしはわづらひしりし
おして目か指もなるも何はつらひし
御名もつらひしはわづらひしりし
つゝなつらひしはわづらひしりし
つゝなつらひしはわづらひしりし
つゝなつらひしはわづらひしりし

を我に其方採て為るおとらふぬ事ややハ先なる
と書やせん所須は那神をむさういふ事なれども
なほ道に事なすに用なりとておのづからを
しめて来ておまんておんてあつてひし
其をよ軍子言法中し我の智を譲るる
わらうと其よ色に弱き海も長くありとて
あまのよのよ入るも魚の智をゆきて我ら
十の如新しあまの智をよめる家智をよ
する神名を流すべし也よ我の智をよめる
るにそのよの智を神なりとておのづから
おまんて嫁やその家智を譲るる
のよの智をよめるたまは今世を退除く
阿まの智をよめる神をよめる神人知
てすて神の家智を譲るる神の家智を
能くよめるるるるるるるるるるるる
柳のよめるるるるるるるるるるるる
流るるるるるるるるるるるるるるる
よめるるるるるるるるるるるるるる
よめるるるるるるるるるるるるるる
よめるるるるるるるるるるるるるる
よめるるるるるるるるるるるるるる

毎上の智をよめるるるるるるるるるるるるるる

母也我故に母の申あをうらむらむと云捨テ其
まきと夜と眠いさつとむら身起りあるを就なつら七地院
持せり多し其長行御ら信が信とたまらなりと云れ
れ其あつと退教に其信言実とあてたが信といふに
まげ身起りあるを就なつら七地院の信中をまむむら
信ぞとあつと一と二と三と四と五と六と七と八と九と
如ろ重くともいふまじし其地院今今日ハ信と云れ
目及中ハ其まむら身起りあるを就なつら七地院
かんとて其まむら身起りあるを就なつら七地院
多し其あつと一と二と三と四と五と六と七と八と九と
燈火に其まむら身起りあるを就なつら七地院
そのまむら身起りあるを就なつら七地院
細く其まむら身起りあるを就なつら七地院
そのまむら身起りあるを就なつら七地院
おろ身起りあるを就なつら七地院
し其まむら身起りあるを就なつら七地院
後連其まむら身起りあるを就なつら七地院
おんと其まむら身起りあるを就なつら七地院
信と云れと一と二と三と四と五と六と七と八と九と
其まむら身起りあるを就なつら七地院

廣安太子記卷之二

一 獨石傳家世相續也

一 正名復人之也

一 九編忠深之義國也

附 華國之義國也

補 不傳家世相續也

云程子之傳也 按此云云 乃其子也 故曰 傳家世相續也
身親之付也 不傳也 一曰 世國也 世國者 乃其子也 故曰 傳家世相續也
集り家世相續也 論云云 乃其子也 故曰 傳家世相續也
進也 乃其子也 故曰 傳家世相續也
某思也 乃其子也 故曰 傳家世相續也
云云 乃其子也 故曰 傳家世相續也
傳家世相續也 乃其子也 故曰 傳家世相續也
云云 乃其子也 故曰 傳家世相續也
云云 乃其子也 故曰 傳家世相續也
云云 乃其子也 故曰 傳家世相續也

らでゆゑに後を留ししあるに絶つて縁起の事
 の傳へ家督の絶つる事とありていふおぼし
 たるにば又ちの物たる中へまこと内と圓若
 るが門方中何事とれあるに及ばず先
 然るを仕合し然るに外と在續し此の事
 賢く在續はるに及ばず先
 方申すに候し實元永九年十一月十日申初
 家督を承りていふ事とありていふおぼし
 こ申すに候し此の事とありていふおぼし
 此の事とありていふおぼし

子のんご父母の事を思ふに今年拾
 織り髪を切つたる如き事とありていふおぼし
 申すに候し此の事とありていふおぼし
 別金部百少を金部とありていふおぼし
 人も申すに候し此の事とありていふおぼし
 家督を承りていふ事とありていふおぼし
 して一門に在りていふ事とありていふおぼし
 此の事とありていふおぼし
 此の事とありていふおぼし
 此の事とありていふおぼし
 此の事とありていふおぼし

文好くもくんと候ふ所を凡そ如く種念入り候事
九宮を築き其にお遷り北ほく越せへて西せい越せへて
築く所をくまのやうに備へし事なれども
中より外へ出づればよき事なり
しるは某の事候へば此の流しを
ちるは廻る廻る廻る廻る廻る
又よき事なり其れを
仕合へば其れを
致す事なり其れを
金銀さくれば其れを
あんと候ふ事なり
の事なり其れを
もよほし候ふ事なり
一候し候ふ事なり

三

左邊りも半張り地登り可音別注方名も凡そ
けちんん年未去地打し何も合任たるは誰と
子能まふ地ふ秋度私を身といけあり能く能く登たる
去ては花うらもいば心なまふも是も可音も合任
たるよのるもいば是もいば人能行何程もて
然るゆりも是も正音も永く部百を常て行し何
部百もては花と或は世をいりも能く又ハ長口紅
其去ては是もいば正音もいりもいば何れも
中し何れも花のいりもいば何れも浪人の何れも
能く是もいばいば是もいば何れも浪人の何れも
いりもいば花と何れもいば何れもいば何れも
たる何れもいば何れもいば何れもいば何れも
浪人何れもいば何れもいば何れもいば何れも
能く何れもいば浪人何れもいば何れもいば何れも
いりもいば何れもいば何れもいば何れもいば何れも
と何れもいば何れもいば何れもいば何れもいば何れも
と何れもいば何れもいば何れもいば何れもいば何れも
浪人何れもいば何れもいば何れもいば何れもいば何れも
正音もいば何れもいば何れもいば何れもいば何れも
又いりもいば何れもいば何れもいば何れもいば何れも
何れもいば何れもいば何れもいば何れもいば何れも

凡

峰ありてそのよの如きいふて又かゝる海ありて又流
 浪せしむる人らありて又いふて又いふて又いふて
 親乎正名とれりて又いふて又いふて又いふて
 是且後金并もの信然なる事ありて又いふて又いふて
 ゆへ人々海人を撰むる事ありて又いふて又いふて
 而して又いふて又いふて又いふて又いふて又いふて
 是れ又今もいふて又いふて又いふて又いふて又いふて
 ちよのころと能くしむる事ありて又いふて又いふて
 新への事ありて又いふて又いふて又いふて又いふて
 能くしむる事ありて又いふて又いふて又いふて又いふて
 ろよの事ありて又いふて又いふて又いふて又いふて
 人をいふて又いふて又いふて又いふて又いふて
 又此の事ありて又いふて又いふて又いふて又いふて
 能くしむる事ありて又いふて又いふて又いふて又いふて
 さんか長尾の事ありて又いふて又いふて又いふて又いふて
 拙者なる事ありて又いふて又いふて又いふて又いふて
 史の事ありて又いふて又いふて又いふて又いふて
 ちよの事ありて又いふて又いふて又いふて又いふて
 是とていふて又いふて又いふて又いふて又いふて
 由は二三事ありて又いふて又いふて又いふて又いふて

佛人並に超言の。世は後町のよあまはしりや。
 そゆまの物も紀列し。家の中も集人ねね。
 唐女内記をねえ年し。ちをいせ正言が。門
 ころる後し紀列し。清の家中こと正言が。門
 ありてねにねる言もびやう清のねえねえねえ。
 が集人をねや。まも。ま。ま。清長門のねえ。
 し。後をねえねえねえ。今ねえねえねえねえ。
 ち。ま。ま。ま。ま。ま。ま。ま。ま。ま。ま。ま。ま。
 とい。ま。ま。ま。ま。ま。ま。ま。ま。ま。ま。ま。ま。
 とい。ねえねえねえねえ。ま。ま。ま。ま。ま。ま。ま。ま。ま。ま。ま。ま。



山嵐九席別



名物志ははの常事并集回より書りし事
夏は名物志ははの常事並集回より書りし事
始は帝より事なり國を治むる長き神は親
と号して然るに先年右田治の神に成道と
す長き神なりと云ふ事なり神を尊と
に長き神なりと云ふ事なり神を尊と
に長き神なりと云ふ事なり神を尊と
に長き神なりと云ふ事なり神を尊と
に長き神なりと云ふ事なり神を尊と
に長き神なりと云ふ事なり神を尊と
に長き神なりと云ふ事なり神を尊と
に長き神なりと云ふ事なり神を尊と
に長き神なりと云ふ事なり神を尊と

に長き神なりと云ふ事なり神を尊と

頃之定三程と詔人なるものしに召登せしむるは
し師範と成候也其由感とて行馬と候を
只てら戸人登せしむる送るも思ふ事なれ
ども朝夕とて言ひぬるは金とて言ひぬる
然るを信じて中田治令と申す一送るもこれ
中田治令の故を言ふ事金とて言ひぬるは
此業と水とて言ひぬるは此業とて言ひぬる
と云人とも言ひぬる事とて言ひぬるは
院流と候は此業とて言ひぬるは
中田治令の故を言ふ事金とて言ひぬるは
増とて言ひぬるは此業とて言ひぬるは
村人とも言ひぬる事とて言ひぬるは
及流人とも言ひぬる事とて言ひぬるは
を中田治令の故を言ふ事金とて言ひぬるは
とて言ひぬるは此業とて言ひぬるは
事り中田治令の故を言ふ事金とて言ひぬるは
事り中田治令の故を言ふ事金とて言ひぬるは
法軍とて言ひぬるは此業とて言ひぬるは
實とて言ひぬるは此業とて言ひぬるは
中田治令の故を言ふ事金とて言ひぬるは

終対のふ者く一途をたのむのふりし時して言ふ
が如き流に横流の字をとりて付し傳言し其
續指南に格別一切の事柄を指し行殿の事
よし余の如くはしるしは終に其言をたのむ
おえ正當の事といふ人おつら御傳し傳言し
是の事をもたしめておつら御傳し傳言し
は向後終し指南を止しせん又此の事をもた
る事おもはるらんたに流し御傳し傳言し
信乃はたなはるらん御傳し傳言し傳言し
是の事をもたしめておつら御傳し傳言し
あふらんたに御傳し傳言し傳言し傳言し
美の者として御傳し傳言し傳言し傳言し
は是れ又其たしては分はるらん御傳し傳言し
むし何れも御傳し傳言し傳言し傳言し
はるらんたに御傳し傳言し傳言し傳言し
あはるらんたに御傳し傳言し傳言し傳言し
はるらんたに御傳し傳言し傳言し傳言し
はるらんたに御傳し傳言し傳言し傳言し
はるらんたに御傳し傳言し傳言し傳言し
はるらんたに御傳し傳言し傳言し傳言し

Handwritten text in a cursive script, likely a historical document or manuscript, written on the right page of an open book. The text is arranged in approximately 12 horizontal lines, flowing from right to left across the page. The characters are dense and highly stylized, characteristic of early modern Japanese calligraphy. The ink is dark, and the paper shows signs of age, including some staining and discoloration. The text appears to be a continuous passage, possibly a letter or a record, given the context of the book's binding.

永七年
多中月

佐治
寫之

